

大多喜町広告入り封筒の無償提供者募集に関する要項を次のように定める。

平成28年10月28日

大多喜町長 飯 島 勝 美

大多喜町広告入り封筒の無償提供者募集に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大多喜町有料広告掲載に関する要綱(平成18年告示第49号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、町が使用する広告入り封筒(以下「封筒」という。)について、事業者から町への無償提供(以下「無償提供」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる封筒)

第2条 無償提供の対象となる広告入り封筒は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 窓口用封筒 町の窓口において、町が交付した各種証明書等を持ち帰るための封筒

(2) 公用封筒 町の事務において、発送等に使用するための封筒

(封筒に掲載する広告の基準等)

第3条 次の各号に掲げる広告のいずれかに該当するものは、封筒に掲載しない。

(1) 要綱第3条各号に規定するもの

(2) 大多喜町有料広告掲載基準第5号各号に規定する業種又は事業者の広告

(3) 大多喜町有料広告掲載基準第6号各号に規定するもの

(無償提供者の募集)

第4条 無償提供希望者の募集は、原則として、町の公式ホームページ等において随時行い、先着順で受け付けるものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、公募により行うものとする。

(封筒の規格等)

第5条 封筒の規格等は、用途ごとに町長が別に定めるものとする。

(無償提供者の申込み方法)

第6条 封筒の無償提供を申し込もうとする者(以下「申込者」という。)

は、封筒無償提供申込書(別記第1号様式)に必要事項を記入の上、町長に提出しなければならない。

(無償提供者の決定)

第7条 町長は、前条の規定により無償提供の申込みを受けたときは、封筒に掲載するものとして適当であると認められるものであるかを第3条の広告の基準等により審査し、無償提供者を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、封筒無償提供者決定通知書(別記第2号様式)により、通知するものとする。

(無償提供者の責務)

第8条 無償提供者は、広告表示について、広告であることを明示するものとする。

2 無償提供者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

3 無償提供者は、利用者等からの広告に関する問合せ、苦情等への対応を直ちに行うものとし、提供した封筒に問題が生じたときは、速やかに封筒を回収し、代替の封筒を提供するものとする。

4 無償提供者が広告主を募集する場合は、町内に活動の拠点を有する法人その他の団体又は個人を優先することとし、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、町が広告の募集主であるかのような誤解をうけることのないように配慮しなければならない。

(事前協議)

第9条 無償提供者は、印刷前に、広告主及び広告内容の可否並びに封筒の色、形状等の仕様について町長と協議し、その承諾を受けなければならない。

2 前項の規定による協議の結果、町長が広告の差し替え又は広告内容の修正を求めた場合は、無償提供者はこれに従わなければならない。

(協定書の締結)

第10条 町長は、無償提供を受理することを決定したときは、当該無償提供の決定を受けた者(以下「無償提供決定者」という。)と封筒の作製及び無

償提供に関する協定を締結するものとする。

(封筒の作製)

第11条 無償提供決定者は、第9条の規定による協議により承諾を受けた後に封筒を作製しなければならない。

(広告内容等の変更等)

第12条 町長は、第9条の規定による協議により承諾を受けた後においても、広告主又は広告内容が不相当と認められる事実が明らかになったときは、広告主又は広告内容の変更若しくは、封筒の使用を中止することができる。

(経費の負担)

第13条 封筒の作製に要する費用は、すべて無償提供決定者の負担とする。

(無償提供の取下げ)

第14条 無償提供決定者は、自己の都合により本町への広告入り封筒の無償提供を取り下げることができるものとする。

2 無償提供決定者は、前項の規定により無償提供を取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

(使用期間)

第15条 広告入り封筒の使用期間は、当該広告入り封筒の在庫のある期間とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、封筒に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年11月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 6 条関係）

封筒無償提供申込書

年 月 日

大多喜町長

大多喜町広告入り封筒の無償提供者募集に関する要項第 6 条の規定により、
次のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	
	事業所名	
	代表者職・氏名	Ⓔ
	担当者名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	E-mail	
	業種	
提供を希望する封筒の 名称・規格・作製枚数		
掲載する広告について (該当するものに○)	1 広告主を募集し、掲載する。 2 自らの事業広告を掲載する。	
協定書締結から納入 までのスケジュール		
無償提供の実績の有無	無 ・ 有 ()	

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

申込者

様

大多喜町長



封筒無償提供者決定通知書

年 月 日付で申し込みのありました封筒の無償提供について、次のおり決定しましたので、大多喜町広告入り封筒の無償提供者募集に関する要項第7条第2項の規定により通知します。

審査結果

・封筒の名称、規格及び作製枚数

・封筒無償提供者に

選定する
選定しない